

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第5、報告第1号、令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和2年度に繰り越して使用しようとする町の飲食店応援券発行事業など、7事業に係る予算について、別紙、計算書のとおり繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書2頁をお開き願いたいと思います。繰越明許費繰越計算書でございます。繰越明許費の議決を頂きました、併せて7事業につきまして、令和2年度へ予算を繰越致しましたので、繰越した予算額等を報告するものでございます。

まず、商工費の町の飲食店応援券発行事業でございますが、3月23日の第1回臨時会におきまして、補正と繰越明許の議決を頂いたものでございます。

次に、教育費の北小中学校暖房用ボイラー更新整備及びGIGAスクールネットワーク整備の各事業でございますが、国の補正予算を活用致しまして、第1回定例会におきまして、同じく、補正と繰越明許の議決を頂いたものでございます。繰越額財源内訳等々につきましては、議決された金額と同額であり、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、説明が終わりました。質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。以上で報告第1号は終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について、を議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。以上で報告第2号は終わります。

(議長)

日程第7、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、でございます。

地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険事業費納付金に係る保険税率の算定並びに新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例を定めるため、江差町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、私より、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例につきまして、補足説明させていただきます。

議案書につきましては、3頁から6頁、定例会資料につきましては、1頁から17頁の資料1となります。本改正につきましては、3つの理由により、国保税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1つ目が、地方税法施行令の改正に伴うものでございます。基礎課税額及び介護給付金課税額に係る賦課限度額が引き上げられましたこと、また、低所得者に対します軽減拡大と致しまして、応益割り、2割軽減、及び5割軽減の基準額を引き上げるものでございます。それぞれの金額につきましては、資料1頁の改正概要1番と、同じく3頁の11番のとおりとなっております。

次に、2つ目が、本年度の国保税率の改定でございます。本税率の改正につきましては、昨年度までは、1月に推計値により算定を行っておりまして、3月定例会に上程をさせて頂いたものでございますが、本年度より、所得状況が概ね確定する5月の数字をベースにしまして、税率算定を行ったものでございます。内容につきましては、資料の14、15頁になりますが、令和2年度の当町の国保事業費納付金額に各種、保険事業経費ですとか、国、道の交付金によります、収支調整を行った残りの額でございます、必要保険税額に対しまして、直近の世帯数、被保険者数、昨年の所得状況、それと、先程の地方税法の施行令の改正等を勘案致しまして算定を行ったものでございます。昨年度の税率と比較致しまして、全体的に税率が下がる結果となっております、合計税率と致しましては、所得割が11.04%で、0.68%の減、均等割が3万900円で、3,400円の減、平等割りが4万5,500円で、5,700円の減となるものでございます。

最後に3つ目が、新型コロナウイルス感染症に伴います、国保税の減免制度に係る改正でございます。国保税の減免につきましては、条例第24条の2に規定しており、今般の新型コロナウイルス特例減免におきましては、同条2項にあります、納期前の7日前に申請するという規定を適用しないということ。それと、減免の対象保険税を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの分と明記するものでございます。これらは、条例の附則におきまして新たに項を設け、規定するものでございます。なお、今般の新型コロナウイルスの特例減免につきましては、条例24条に第1項第1号に規定されております、その他特別の事由による減免とされておりまして、その取扱いにつきましては、別途、要綱を作成致しまして、運用するものでございます。制度の概要につきましては、資料16頁から17頁に記載のとおりとなっております。また、本減免の財源措置につきましては、令和2年度分の国保税減免分の6割につきましては、災害臨時特例補助金、残りの令和元年度分と令和2年度分が特別調整交付金にて、全額補填させるものとなっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、江差町手数料条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

議案第2号、江差町手数料条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。議案については8頁、資料19頁をお開き頂きたいというふうに思っております。

今回の改正内容のつきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、通知カード、いわゆる緑色の紙製ペーパーの、紙製のペーパーのことなのですが、これの再発行の事務が廃止されることになりました。このため、江差町手数料条例、別表第2の項目のうち、通知カードの再発行の区分を削除するものでございます。

ご審議方、宜しくお願ひしたいと思ひます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第9、議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明させていただきます。議案については10頁、資料は20頁をお開き頂きたいというふうに思っております。

今回の改正内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、放課後児童支援員の資格要件であります、研修の実施主体が都道府県知事及び指定都市の長が行う研修に今回の改正で、中核市の長が行う研修が追加されたことに伴う、一部改正でございます。

ご審議方、宜しくお願いしたいと思います。以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について、でございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の施行、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等による介護保険料の減免額等に関する規定を整備するため、江差町介護保険条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

資料、議案11頁、資料21頁をご覧ください。昨年度、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、消費税増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者、いわゆる65歳以上の介護保険料を軽減する介護保険法施行令が改正されたことから、当町においても介護保険条例を改正し、昨年4月から適用して保険料

を軽減してるところであります。今回の改正は、昨年度の軽減率を2年間にわたり、段階的に引き下げ、令和2年度から完全実施するもので、資料中段の改正の内容(2)に記載があるとおおり、軽減割合の変更に伴い、第1段階の方が年額、2万2,500円、第2段階の方が、3万7,500円、第3段階の方が5万2,500円に減額されるものです。これに伴い、本来の保険料は、約1,800万が減収となりますが、国が50%、道が25%、町が25%割合で、補填されることとなっております。本条例の施行日は、交付の日から施行し、令和2年4月1日からの適用としております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による、保険料の減免についてです。定例会資料22頁をお開き下さい。新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主、主たる生計中心者の収入の減少を見込まれる介護保険第1号被保険者、65歳以上の方に対して国の基準により、財政支援をするために条例の一部を改正するものです。減免の基準については、資料にあるとおおり、①新型コロナにより主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病をおった場合は、全額免除となっております。②新型コロナの影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合については、事業収入などの減少額が前年の10分の3以上あり、減少が見込まれる所得以外の前年所得が400万以下であることが要件となっております。

また、減免の適用期間については、2月1日まで遡って実施されるもので、減免額につきましても申請内容により個々に算出されることとなりますので、被保険者に対して詳しくお知らせする必要があります。7月上旬に郵送する本年度の納入通知書と一緒に、分かりやすい内容のチラシを同封して確実なかたちで周知し、気軽にご相談してもらえる体制を作り対応をさせていただきます。なお、減少となる保険料につきましても、国からの調整交付金にて補填されます。本条例の施行日は、交付の日から施行し、令和2年4月1日からの適用となります。

以上、説明を終わらせて頂きます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。